○防衛省告示第五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年三月八日

防衛大臣　中谷　　元

日　　時　平成二十八年三月十五日（予備、同月十六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年三月八日

防衛大臣　中谷　　元

日　　時　平成二十八年三月十八日（予備、同月十九日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年三月八日

防衛大臣　中谷　　元

日　　時　平成二十八年三月二十一日から同月二十四日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○九州地方整備局告示第二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

第1　起業者の名称　大分県

第2　事業の種類　一般国道212号改築工事（耶馬溪道路・大分県中津市耶馬溪町大字金吉字兎登地内から同市耶馬溪町大字金吉字畑ケ田地内まで）並びにこれに伴う準用河川及び農業用道路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　大分県中津市耶馬溪町大字金吉字兎登、字上ノ平、字幸田、字岸高、字高平、字内ケ迫、字菅ムタ、字田渕田及び字畑ケ田地内

2　使用の部分　大分県中津市耶馬溪町大字金吉字幸田、字岸高、字高平、字菅ムタ及び字畑ケ田地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大分県中津市耶馬溪町大字山移字下畑地内の耶馬溪山移インターチェンジから同市耶馬溪町大字大島字シンゴ地内の一般国道212号との結節点までの延長4.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道212号改築工事（耶馬溪道路）並びにこれに伴う準用河川及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。本件事業のうち、「一般国道212号改築工事（耶馬溪道路）」（以下「本体事業」という。）は道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される準用河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項に規定する準用河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が準用される河川に関する事業に該当し、農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

起業者である大分県は、既に本件事業を開始していること、一般国道212号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けておらず、また、本件区間が大分県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により大分県が道路管理者となること、道路法第74条の認可を受けていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、大分県中津市を起点とし、同県日田市を経由し、熊本県阿蘇市を終点とする延長129.5kmの主要幹線道路である。

本路線は、港湾法（昭和25年法律第218号）により重要港湾として指定されている中津港を抱える中津市を起点として、日田市を経由し、阿蘇市に至る主要幹線道路であり、大分県北部の社会経済活動、沿線における地域住民の日常生活、物流等の通過交通を支えるほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく「大分県地域防災計画」において第一次緊急輸送道路に指定されるなど重要な路線となっている。

このうち、本件区間に対応する本路線及び県道森耶馬溪線を合わせた区間（以下これらを「現道」という。）は、幾度となく自然災害による通行止め及び通行規制が行われているほか、道路構造令（昭和45年政令第320号）等に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存するなど、主要幹線道路としての機能を発揮していない状況にある。